



熊本県公報

号外 第 4 6 号

平成 29 年 12 月 22 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

公 告

○八代港クルーズ拠点形成協定書の縦覧…………… (港湾課) 1

公 告

熊本県公告第 7 4 7 号の 2

港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）第 5 0 条の 1 9 第 1 項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧場所において公告の日から平成 3 0 年 1 月 1 1 日まで縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 官民連携国際旅客船受入促進協定の名称
八代港クルーズ拠点形成協定書
- 2 協定国際旅客船受入促進施設の名称及びその所在地
 - (1) 名称
 - ① 係留施設
八代港外港地区新岸壁
 - ② 民間国際旅客船受入促進施設
ア 八代港国際クルーズターミナル
イ おもてなしゾーン
 - (2) 所在地
熊本県八代市新港町内
- 3 官民連携国際旅客船受入促進協定の有効期間
協定締結の日から西暦 2 0 6 0 年 3 月 3 1 日まで
- 4 官民連携国際旅客船受入促進協定の縦覧の場所
熊本県土木部河川港湾局港湾課、熊本県県南広域本部土木部工務課及び八代市経済文化交流部国際港湾振興課